

告 示

埼玉県告示第七百九十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一五―一―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川越市大字下松原字鶴見野六百五十四番地二 他十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百五十一・四三立方メートル

浸透効果量 十七立方メートル毎秒